

5 大田 勤 議員

- 1 核のゴミ施設に手を挙げる寿都町長へ拙速な判断をしないよう申し入れを
- 2 UPZ（30^キ圏）内の安定ヨウ素剤事前配布指針に基づく運用で住民を放射能から守れ
- 3 コロナ禍の子育て世帯への支援 特に乳幼児～小学校低学年へのインフルエンザ予防対策と接種費用の無料化を
- 4 コロナ禍での少人数学級の推進と義務教育一貫校の基本計画は相いれない



1 核のゴミ施設に手を挙げる寿都町長へ拙速な判断をしないよう申し入れを

報道では、寿都町長が文献調査に手を挙げることに町の考えはの問いには、私の掲げた4つの公約に書かれていない。それぞれの自治体がいろんな状況の中、様々な判断をすることに対してコメントすることは差し控えたいと答えている。

木村町長の選挙公約の1つは、伸ばす、地域を支える経済力、稼ぐ力を養成する、とあり、1次産業とこれに関連する分野を、将来を担うリーディング産業に成長させるため、根気よく取り組んで、ブランディング・情報発信に努めると、選挙公約に記されている。

公約の1次産業とこれに関連する分野を、将来を担うリーディング産業に成長させるとはどのような構想からなのか。

令和2年度、町政執行方針でも地域を支える経済力として、とりわけ1次産業、特に海とともに育ってきた町にふさわしい特産物を作り、そこに来なければ得られない価値づくりに、また、海や山などの恵まれた自然の恩恵を最大限に活かした場所づくりを進め、この町を訪れたくなるような新たな原動力を創造してまいりますと述べています。

海とともに育ってきた1次産業を町の将来を担う経済成長の牽引役となる産業・リーディング産業とし、この町を訪れてみたくなるような新たな原動力の創造を掲げる町として、高レベル放射性廃棄物処分場の誘致に手を挙げることはないとした思いは。

また、核のゴミ深地層処分方式には国民的合意がなく、多くの町村が反対や拙速な判断をしないよう、申し入れなどが寿都町に寄せられています。

14日に、断固反対とした抗議文を採択。決議された抗議文を21日、後志管内8漁協と石狩湾漁協とで結成する小樽地区漁協組合長会は、応募しないよう寿都町長に手渡している。2011年の東京電力福島第1原発の事故で周辺漁協が受けた風評被害を挙げ、全道の漁業に与える悪影響は計り知れないとした。

14日、小樽地区漁協組合長会、緊急会議の後、岩内郡漁協の組合長は、最も恐れるのが風評被害、悪い噂はすぐ広がる。普通のゴミ処理場のレベルではない核のゴミ。寝耳に水、とんでもない話だ。自分の所だけ良ければ良いのかと、憤りの声も報道されている。

1次産業を町の将来を担うリーディング産業と捉える町として、私の掲げた4つの公約に書かれていない。それぞれの自治体がいろんな状況の中、様々な判断をすることに対してコメントすることは差し控えたい、では町長の思いが伝わってきません。こうした岩内郡漁協や町民の思いに対する町長の考えは。

また、町財政確保を口実に、町の未来と町民の安全・くらし切り捨ては許されないではありませんか。

21日、羊蹄山麓の7町村長は、必要な手続きに着手することに反対の意思を表明し、道が作った、核は受け入れがたいとする宣言を、尊重するよう要望を出した。

24日、黒松内・蘭越・島牧の隣接3町村長も慎重な議論を要望。

黒松内の鎌田町長は、風評被害による街のイメージダウンなど、影響は計り知れない。寿都町だけの問題ではなく、応募自体を再考してほしいと報道されている。

9月2日は八雲町など北渡島・檜山の4町長が役場を訪れ、最終処分場の選定をめぐる文献調査への応募を再考するように求める要望書を寿都町長に手渡した。

隣接3町村、羊蹄山麓の7町村、北渡島・檜山の4町が核ゴミ受け入れに反対や拙速な判断をしないよう求めている。又道知事は、全国の核のゴミが、北海道、寿都に集まる。そういう入り口に立つ可能性がある」と指摘。慎重な判断を求めている。

町は、廃棄される高レベル廃棄物が10万年管理で放射性レベルが普通の原石と同じに戻るという核廃棄物最終処分場が、寿都町に建設されることによる、1次産業をリーディング産業にとする町政への影響をどのように考えるのか。

最終処分場建設は、風評被害を含め寿都町はじめ後志地方全域を危うくします。

岩内町として寿都町長へ拙速な判断をせず町民や学者・研究者など専門家の意見や見解を聴くなど十分な時間をかけるよう申し入れすべきと思いますが町の判断は。

町は、再生可能エネルギーの推進で岩宇・南後志の沿岸7町村と4漁業協同組合で構成される、岩宇・南後志地区洋上風力発電推進会議で、国における洋上風力発電の有望区域選定に向けた情報提供や働きかけを連携して取り進めることを確認した。

引き続き関係町村・漁業協同組合と協議を進めながら実現に取り組むとしています。

寿都町長は、風力発電を誘致するため国に核のゴミ施設文献調査で恩を売って誘致する。早く手を挙げなければダメだと文献調査に手を挙げようとしていましたが、4日の知事との会見では、仮に文献調査に応募した場合に関して、個人的には、そこ、精密調査まで行くべきだと思っていると発言しています。

国における洋上風力発電の有望区域選定に向けた情報提供や働きかけを連携して取り進めることを確認した寿都町に、漁業者の小樽地区漁協組合長会も反対をしています。

岩内町は漁業者や南後志沿岸7町村とともに少なくとも、働きかけを連携して取り進めることを確認したなら、確認事項を守るよう申し入れるべきではないのか。

文献調査を受けても、止めると言えば進まない」と国に確約させると寿都町長は

高をくくっているが、6日の報道では1度手を挙げて文献調査に入れば次への移行が知事が反対しても候補地から除外されるわけではない。文献調査した実績は残り首長の翻意など情勢が変化することも想定し時間をかけて調査継続への理解を求めていくと報道された。

一度手を挙げたら、後には戻らないという国の姿勢がハッキリ出た経産省エネルギー庁の姿勢だと思いませんか。交付金に目がくらみ、風力発電を誘致するために奇計を講じたと思っているだろうが、北海道で最も活動的な断層帯、黒松内低地断層帯のある地域に、10万年以上も処分場を建設させることに繋がってしまうことになるのではないのか。

町は寿都町に対し、岩宇・南後志地区洋上風力発電推進会議の構成一委員としても、社会的合意が形成されていない文献調査への拙速な判断をしないよう申し入れをすべきではないのか。

町財政確保を口実に、町の未来と町民の安全・暮らし切り捨ては許されません。

核のゴミ深地層処分方式には国民的合意がなく、文献調査受け入れの1歩は最終処分場建設への1歩に繋がります。住民の安全・安心を守るためにも受け入れるべきでないと思いますが、所見を伺います。

【答 弁】

町 長：

核のゴミ施設に手を挙げる寿都町長へ、拙速な判断をしないよう申し入れを、について9項目のご質問であります。

1項めは、公約の1次産業とこれに関連する分野を、将来を担うリーディング産業に成長させるとは、どのような構想からなののかについてであります。

私の基本理念である、健やかな町づくりの方向性の中心となる、ひとつの決意である、地域を支える経済力を実現する要素のひとつとして、漁業と水産加工、観光業を連動させた、新たな産業基盤を構築したいというものであります。

2項めは、海とともに育ってきた1次産業を、町の将来を担う経済成長の牽引役となる産業・リーディング産業とし、この町を訪れてみたくなるような新たな原動力の創造を掲げる町として、高レベル放射性廃棄物処分場の誘致に手を挙げることはないとした思いはについてであります。

高レベル放射性廃棄物の最終処分場選定の文献調査への応募につきましては、現時点で考えておりませんが、この問題については、あくまで国策であり、国による丁寧な説明が進められる中で、全国的な議論がなされていくべきものと考えております。

3項めは、1次産業を、町の将来を担うリーディング産業と捉える町として、私の掲げた4つの公約に書かれていない。それぞれの自治体がいろんな状況の中、様々な判断をすることに対して、コメントすることは差し控えたい、では、町長の思いが伝わってきません。こうした岩内郡漁協や町民の思いに対する町長の考えは。また、町財政確保を口実に、町の未来と町民の安全・暮らし切り捨ては許されないのではありませんかについてであります。

高レベル放射性廃棄物の無害化につきましては、現在、国が進めている処分方法に関する様々な情報の質的、量的な不足に起因して、重要な観光資源や地場産業に影響を及ぼすのではないかなど、風評被害を懸念する声に繋がっているものと考えております。

しかしながら、この問題に対して現世代が果たさなければならない役割は大変重要であり、様々な立場や考えがありますが、納得いくまで説明を要求し、理解し、信頼するというプロセスに踏み出さなければならないものと考えております。

したがって、町としては、国や北海道などの関係機関と連携し、町民との情報共有に努めてまいりたいと考えております。

こういった考えのもと、この度の寿都町における、高レベル放射性廃棄物の最終処分場選定の文献調査への応募を検討している件につきましては、町村長それぞれが、将来のまちづくりを含め、責任を持って自治体経営を担う中で検討していることであり、私からコメントすることは差し控えたいとしたものであります。

4項めは、町は、廃棄される高レベル廃棄物が、10万年管理で放射性レベルが普通の原石と同じに戻るとい核廃棄物最終処分場が寿都に建設されることによる、1次産業をリーディング産業にとする町政への影響をどのように考えるのかについてであります。

現在、文献調査への応募を検討している段階との認識であり、建設による影響の考えを申し上げる状況にはないと考えております。

5項めは、最終処分場建設は、風評被害を含め、寿都町はじめ後志地方全域を危うくします。岩内町として寿都町長へ拙速な判断をせず、町民や学者・研

究者など、専門家の意見や見解を聴くなど、十分な時間をかけるよう、申し入れすべきと思いますが、町の判断は、についてであります。

町村長それぞれが、将来のまちづくりを含め、責任を持って自治体経営を担う中で検討していることであり、現段階において、申し入れを行う考えはありません。

6項めの、国における洋上風力発電の有望区域選定に向けた情報提供や、働きかけを連携して取り進めることを確認した寿都町に、漁業者の小樽地区漁協組合長会も反対をしている。岩内町は、漁業者や南後志沿岸7か町村とともに、少なくとも働きかけを連携して取り進めることを確認したなら、確認事項を守るよう、申し入れすべきではないのかと、8項めの、町は、寿都町に対し岩宇・南後志地区洋上風力発電推進会議の、構成一委員としても、社会的合意が形成されていない文献調査への、拙速な判断をしないよう申し入れすべきではないのかについては、関連がありますので、併せてお答えいたします。

岩宇・南後志地区洋上風力発電推進会議は、本地域における、風力発電の推進に関し協議する場として設けられたものであり、本町もその構成員ではありますが、この立場から、この度の文献調査について、町として申し入れすべきではないものと考えております。

7項めは、一度手を挙げたら、後には戻らないという国の姿勢がハッキリ出た、経産省エネルギー庁の姿勢だと思いませんか。交付金に目がくらみ、風力発電を誘致するために、奇計を講じたと思っただろうが、北海道で最も活動的な断層帯、黒松内低地断層帯のある地域に、10万年以上も処分場を建設させることに繋がってしまうことになるのではないのかについてであります。

国の姿勢について、余談を持って見解を述べる所ではないと考えているほか、文献調査への応募を検討している段階との認識であり、建設による影響の考えを申し上げる状況にはないと考えております。

9項めは、町財政確保を口実に、町の未来と町民の安全・くらし切り捨ては許されません。核のゴミ深地層処分方式には国民的合意がなく、文献調査受け入れの1歩は、最終処分場建設への1歩に繋がります。住民の安全・安心を守るためにも受け入れるべきでないと思いますが所見を伺います、についてであります。

高レベル放射性廃棄物の最終処分場選定につきまして、現時点で文献調査の応募は考えておりませんが、この問題については、現世代が果たさなければならぬ重要な課題であることから、確かな情報、互いの信頼、落ち着いた環境で時間をかけた議論が大切であり、それが国民への熟度を高めていくこととなり、現世代の責任で解決の道筋を付けていけるものと考えております。

< 再 質 問 >

高レベル放射性廃棄物の最終処分場選定の文献調査への応募は考えていないとの判断は多くの住民の賛同を得られるものです。

経済産業省が示した科学的特性マップでは、好ましい特性があると推定される地域とされた寿都町には、北海道で最も活動的な断層帯、黒松内低地断層帯があり、断層の動きや地震によっては、地下の放射性廃棄物が表面に漏れ出す可能性がある。

寿都町の広い範囲で、1996年に起きた豊浜トンネル岩盤崩落の場所と同じ種類の岩盤があると地学団体研究会が指摘しています。

また、7日開催の臨時総会で神恵内村商工会が応募検討を求める請願を提出した神恵内村は、科学的特性マップでは大半が不適地で東洋大の渡辺満久教授、変動地形学が、活断層の存在を指摘しています。

核のゴミ深地層処分方式には国民的合意がなく文献調査受け入れは最終処分場建設へ繋がります。財政確保を口実に、後志各町村の未来と住民の安全・くらしの切り捨ては許されません。

1次産業を町のリーディング産業に成長させるとする町長の考えと寿都町長や神恵内商工会の考えは相いれないと指摘しておきます。

※指摘につき町長は答弁しておりません。

2 U P Z（30キロ圏）内の安定ヨウ素剤事前配布指針に基づく運用で住民を放射能から守れ

令和2年2月3日、道府県原子力防災担当部長あてに、内閣府政策統括官、原子力防災担当付参事官、企画・国際担当付名で事務連絡が行われている。安定ヨウ素剤の事前配布に係る運用について。

町は、こうした連絡文書を確認しているのか。

連絡文書では、緊急配布による安定ヨウ素剤の受け取りの負担を考慮すると、事前配布によって避難等が一層円滑になると想定されるU P Z内住民への事前配布が実施可能と記され、令和2年2月4日の安定ヨウ素剤の事前配布に係る運用のポイントでは、事前配布によって避難等が一層円滑になると想定されるU P Z内の住民への事前配布を行うこととなっている。

町は、従前通り役場職員が避難場所に運んで、ヨウ素剤を直接配布すると原発問題特別委員会で答えているが、こうした連絡文書を受けて、事前配布への取り組みに変更しないのか。

P A Z、5キロ圏での事前配布方法では、事前配布に当たっては、地方公共団体は、原則として医師による住民への説明会を定期的を開催する必要があるとしている。

U P Zでの配布に先立って行われる事前問診ではどのように行うのか。

住民全員を対象に事前問診を済ませておく手立ては。

事前配布以外の配布方法に、地方公共団体は、緊急時に備え安定ヨウ素剤を購入し、避難の際に学校や公民館等で配布する等の配布手続を定め、適切な場所に備蓄するとした。

避難場所となる学校や指定避難所に町が購入して備蓄できることになるのか。

配布方法は、P A Z内の住民に事前配布する手順、住民への説明会、薬局配布等を採用して行ってください。地方公共団体は、住民への説明会を定期的を開催することを前提とした上でとあり、地域の実情を踏まえ、地域の医師会及び薬剤師会と具体的な配布方法を協議の上、薬剤師会会員が所属する薬局等を指定し、その薬局等で、安定ヨウ素剤を配布することもできるとしている。

町は 薬剤師会会員が所属する薬局等を指定し配布できるとあるがどの薬局が対象になるのか。又、住民への説明会はどのようにいつ開くのか。

緊急配布による安定ヨウ素剤の受け取りの負担を考慮すると、事前配布によって避難等が一層円滑になると想定されることから、U P Z内の住民への事前配布を行うこと、という連絡を2月に受けての取り組みの進捗はどこまで行っているのか。

北海道は新型コロナ感染拡大を受けて泊原発事故の住民避難について、避難の際には泊原発30キロ圏では避難時、被ばく回避を優先するため圏外に出るまで換気は原則行わない。また、屋内退避を要請した場合、窓など締め切り、換気をしないことと決めている。

これまでは、住民避難場所となっている学校や体育館には1か所1,500名から2,000名近くがヨウ素剤を受け取るために、2日間近く屋内退避で、問診の順番を待ち、問診を受けなければヨウ素剤を受け取れなかったのが、連絡では事前配布に改善された。

今後どのように手順を経て、事前配布を進めていくのか、所見を伺う。

【答 弁】
町 長：

UPZ内の安定ヨウ素剤事前配布指針に基づく運用で住民を放射能から守れ
について、7項目のご質問であります。

1項めの、町はこうした連絡文書を確認しているのかと、2項めの、こうし
た連絡文書を受けて、事前配布への取り組みに変更しないのかについては、関
連がありますので、併せてお答えいたします。

本事務連絡につきましては、内閣府が道府県原子力防災担当部局長あてに発
出された文書と思われませんが、町としては、内閣府のホームページ上で文書確
認しているものの、北海道から正式通知がなされていないことから、配布方法
変更の検討には至っておりません。

3項めは、UPZでの配布に先立って行われる事前問診はどのように行うの
か。住民全員を対象に事前問診を済ませておく手立ては、についてであります。

当町における配布方法につきましては、緊急時における配布としております
ので、あくまでPAZでの事前配布の手順となりますが、住民への説明会の中
で、原則として医師により、安定ヨウ素剤の配布目的、効能又は効果、服用指
示の手順とその連絡方法、配布後の保管方法、服用時期、服用を優先すべき対
象者、副作用等の留意点等を説明することとされております。

4項めは、避難場所となる学校や指定避難所に町が購入して備蓄できること
になるのかについてであります。

緊急時における配布が可能であるとの判断のもと、北海道から配備された安
定ヨウ素剤を、町として適切に保管及び管理しているところであります。

5項めの、町は、薬剤師会会員が所属する薬局等を指定し配布できるとある
が、どの薬局が対象になるのか。又、住民への説明会はどのようにいつ開くの
かと、6項めの、緊急配布による安定ヨウ素剤の受け取りの負担を考慮すると、
事前配布によって避難等が一層円滑になると想定されることからUPZ内の住
民への事前配布を行うこと、という連絡を2月に受けての取り組みの進捗状況
はどこまで行っているのかと、7項めの、今後どのように手順を経て、事前配
布を進めていくのか、所見を伺うについては、関連がありますので、併せてお
答えいたします。

安定ヨウ素剤の配布につきましては、あくまでも原子力災害対策指針、及び
安定ヨウ素剤の配布・服用にあたっての考え方を基本としていること、加えて、
令和2年2月3日付けの、内閣府の安定ヨウ素剤の事前配布に係る運用の事務
連絡を受けての北海道の考え方が示されていないことから、現時点では、従来
どおり緊急時モニタリングの結果に応じ、集合場所での緊急配布とすることに
変更はありません。

従いまして、配布方法変更に伴う、薬局等の指定や、住民への説明会などの
準備作業には着手していないところであります。

< 再 質 問 >

内閣府のホームページ上で、文書確認しているものの北海道から正式通知がなされていないことから配布方法の変更の検討には至っていないとしました。

町として文書確認しているのなら配布への対策など、通知が入った時点で考える前に庁内で検討しておくのではないのか。

正式通知がなければ全く動かないのですか。

住民の不安の声があり、町として住民の安心安全を守ることからも、それこそ事前の何らかの行動を起こし、速やかに対応できるよう、検討すべきではないのか。

【答 弁】
町 長：

安定ヨウ素剤の事前配布について、3項目のご質問であります。

1項めの、町として文書確認をしているのなら、配布への対策など、通知が入った時点で考える前に、庁内で検討しておくのではないのかと、2項めの、正式通知がなければ、全く動かないのですかと、3項めの、住民から不安の声があがり、町として住民の安全・安心を守ることから、それこそ、事前のなんらかの行動をおこし、すみやかに対応できるよう、検討をすべきでないのかについては、関連がありますので併せてお答えいたします。

安定ヨウ素剤の配布方法につきましては、従来より、国の原子力災害対策指針や、安定ヨウ素剤の配布・服用にあたっての考え方を基本として、北海道としての考え方のもと、緊急時の配布としているところであり、事前配布とする場合においては、医師や薬剤師の派遣、説明会開催の支援等、北海道との連携が不可欠であると考えていることから、今後の北海道における配布方法の検討等を踏まえた中で、判断してまいりたいと考えております。

< 再々質問 >

原子力規制委員会出典の、こんなに早く進む原発の過酷事故。解析条件は、大口径配管破断による原子炉冷却材喪失、非常用炉心冷却失敗、格納容器スプレイ注入失敗した場合、北海道電力泊原発3号機では、メルトダウン開始、炉心溶融開始は約19分。

格納容器からの放射能漏えい開始、原子炉容器破損、約1.5時間、90分です。

新型コロナ感染拡大を受けて泊原発事故の住民避難は屋内退避が求められましたが、一刻も早く逃げなければならず、最低限、住民の安全を守るための安定ヨウ素剤の事前配布は必要です。

方向が決まっているなら速やかに北海道と連携し配布方法等を検討し、実施するよう強く指摘しておきます。

※指摘につき町長は答弁しておりません。

3 コロナ禍の子育て世帯への支援 特に乳幼児～小学校低学年へのインフルエンザ予防対策と接種費用の無料化を

厚生労働省は、令和2年8月26日、次のインフルエンザ流行に備えた体制整備案として、今冬のインフルエンザワクチンは、近年では最多の約6,350万回分が供給される見込み。その一方で、新型コロナウイルスの影響で予防の意識が高まって需要が大幅に伸び、一部で不足しかねないと懸念されている。

このため厚労省は、重症化のリスクや社会的な役割などを踏まえて早めに接種した方が良いと考えられる人に対し、タイミングを逃さないよう促すことにしたとしている。

今年のインフルエンザに対する町の取組と対策は。

次のインフルエンザ流行に備えた体制整備案では、季節性インフルエンザと、COVID-19を臨床的に鑑別することは困難としている。

日本感染症学会提言、今冬のインフルエンザとコロナに備えて概要では、今冬は、コロナとインフルエンザの同時流行を最大限に警戒すべきであり、医療関係者、高齢者、ハイリスク群、妊婦等を含め、インフルエンザワクチン接種が強く推奨され、また、コロナとインフルエンザの同時流行も懸念されるので、小児、特に乳幼児から小学校低学年、2年生へのインフルエンザワクチンについても、接種が強く推奨される方々と提言されている。

具体的には、10月前半から65歳以上の高齢者へ接種を呼びかけていく。

10月後半からは、日本感染症学会が推奨する医療従事者、基礎疾患がある人、妊婦、小学校2年生までの小児への対象を拡大する。

季節性インフルエンザとコロナを臨床的に識別することは困難とされ、ワクチン接種が強く推奨される高齢者、ハイリスク群、妊婦等への町の対策と取組は。

接種が強く推奨される小児、特に乳幼児から小学校低学年は2回の接種が必要です。2019年10月では15才までの対象者が1,230人。全額町が助成した場合、2回接種費用も含めて615万円。生後6ヵ月から12歳までは2回の接種、2,500円×2回で970人。接種費用485万円と答弁している。

日本感染症学会が提言する乳幼児から小学校低学年2年生までのワクチン接種はどのように考えているのか。また、全額補助した場合の人数と費用は。

町長は、12歳までのインフルエンザ予防接種費用への助成は子育て世帯の経済的負担の軽減を図る上で有効な施策と認識と答弁。

助成は子育て世帯の経済的負担の軽減を図る上で有効な施策と認識する町長は、コロナ禍のもと、インフルエンザとコロナについて、どのような検討をしたのか。

また、インフルエンザは予防接種法に定める定期予防接種に規定されていない任意接種。費用は町の全額負担、毎年接種で継続的、安定的な財源の確保が課題だが検討すべき事項と答えている。

また、子供の成長段階に応じた各種の子育て支援策を全庁的に取り組む体制を強化し子供が心身ともに健やかに育ち子育てに喜びや生きがいを感じながら子供を産み育てる環境づくりを推進、町政方針、と対策を示している。

接種が強く推奨される乳幼児から小学校低学年2年生までの接種への対応が求められ、経済的負担の軽減のため、無料化こそがコロナ禍で求められている支援と思うが、町長の所見を伺う。

【答 弁】
町 長：

コロナ禍の子育て世帯への支援、特に乳幼児から小学校低学年へのインフルエンザ予防対策と接種費用の無料化を、について5項目のご質問であります。

1項めは、今年のインフルエンザに対する町の取組と対策についてであります。

季節性インフルエンザに対する感染防止対策につきましては、新型コロナウイルスと同様、新しい生活様式の実践例による、身体的距離の確保、マスクの着用、手洗いの3つが、感染防止の基本となることから、これらを周知徹底するため、防災行政無線や広報などによる啓蒙活動を実施するほか、重症化予防としての高齢者等のワクチン定期接種に対する助成事業を継続実施してまいります。また、定期接種対象者が早い時期に接種できるよう、国が、国民へ呼びかけを検討していることから、町としましても、国の方針に合わせ積極的に早期接種を周知してまいりたいと考えております。

2項めは、ワクチン接種が強く推奨される高齢者、ハイリスク群への対策と取組についてであります。

高齢者やハイリスク群の方への取組といたしましては、予防接種法に定められた65歳以上の方や、60歳から65歳未満で、心臓、腎臓、呼吸器の機能に自己の身の日常生活が極度に制限される程度の障害を有する方、さらに、ヒト免疫不全ウイルスにより免疫機能に日常生活がほぼ不可能な程度の障害を有する方を対象に、インフルエンザ予防接種費用の助成を行ってまいります。

また、妊産婦から相談を受けた際には、任意接種である旨を伝えた上で医師と相談し、ワクチンを接種するよう説明を行ってまいります。

3項めは、日本感染症学会が提言する小学校低学年までのワクチン接種はどのように考えているのか。また、全額補助した場合の人数と費用についてであります。

小児の新型コロナウイルス感染症の特徴としては、乳幼児から小学校低学年までの患者報告は少ないものの、外来の一般的な診察のみでは感染症の種類を区分することが困難であるとの見解が示されており、このため、インフルエンザの予防接種により、感染症患者の発症数に一定程度の歯止めが期待されることとあります。次に、本町の乳幼児から小学校2年生までの人数といたしましては、本年8月末現在で約460人であり、1人分の接種料金を5千円とした場合、費用負担は230万円と推計されます。

4項めの、助成は子育て世帯の経済的負担の軽減を図る上で、コロナ禍のもと、どのような検討をしたのかと、5項めの、小学校低学年2年生までの接種への経済的負担の軽減のため、無料化こそがコロナ禍で求められている支援と思うが、については、関連がありますので併せてお答えいたします。

小学校低学年までのインフルエンザ予防接種費用への助成については、子育て世帯の経済的負担の軽減を図る上で、有効な施策であると認識しておりますが、インフルエンザ予防接種は、予防接種法上の定期予防接種ではなく、被接種者の責任において接種する任意接種であることから、費用助成の考えには至っていないものの、安定的な財源確保を見据えながら、継続的な子育て支援策として、今後、検討すべき事項であると捉えております。また、感染症拡大の予防対策としましては、保育所や幼稚園、小学校において、こまめな手洗いや身体的な距離を保つことなど、新しい生活様式を徹底しているところであり、保護者に対しても、感染症対策のポイントについて手紙等による啓発を行うなどインフルエンザの流行に備えた感染症予防対策の強化に努めてまいります。

< 再 質 問 >

本町の乳幼児から小学生2年生までの人数は約460人。1人分の接種料金を5,000円とした場合、費用負担は230万円と推計と答弁した。

コロナとインフルエンザの同時流行を最大限に警戒すべく、インフルワクチン接種が強く推奨される小児、特に乳幼児から小学生2年生までと提言されています。

町政方針に示された、子どもの成長段階に応じた各種の子育て支援策を全庁的に取り組む体制を強化し、子どもが心身ともに健やかに育ち、子育てに喜びや生きがいを感じながら、子どもを産み育てる環境づくりを推進するという考えに立てば、方向性ははっきりしていると思います。再度、実行する決断を求めます。答弁を求めます。

【答 弁】

町 長：

乳幼児から小学校低学年2年生までのインフルエンザ予防接種への経済的負担軽減のため、無料化についての方向性は、はっきりしていると思うが、再度問います、についてのご質問であります。

乳幼児から小学校低学年までのインフルエンザ予防接種費用への助成については、予防接種法上の定期予防接種ではなく、被接種者の責任において接種する任意接種であり、今後、安定的な財源確保を見据えながら、継続的な子育て支援策として、検討すべき事項であると捉えております。

したがいまして、感染症の予防対策としましては、全町的な取組として、水道料金等の免除を行い、新しい生活様式の実践例による、一人ひとりの基本的な感染対策である手洗いを徹底するほか、高齢者へのマスクの配布など、インフルエンザの流行に備えた感染症予防対策の強化に努めてまいります。

4 コロナ禍での少人数学級の推進と義務教育一貫校の基本計画は相いれない

新型コロナウイルスを踏まえた小中高校の学びのあり方について討議する政府の教育再生実行会議ワーキンググループが8日、文部科学省で初会合を開き少人数学級を推進するよう要請する中間答申をまとめた。

会合では新たな時代の学習環境に関し、3密の回避やパソコン端末の活用を進める観点から少人数によるきめ細かな指導体制を計画的に整備する方向性を確認。

1クラス30人以下の学級編制の早期実現などをまとめて答申し、萩生田文科相が安倍首相に提出し、次期政権に引き継がれるよう求めたと報道された。

新たな時代の学習環境に関し、3密の回避が答申として出され、早期に30人以下、できれば20人を目指したいとの考えで一致し、新しい生活様式を踏まえた環境整備が急務とする方向性を確認している。

施設一体型義務教育学校の導入に向けた取り組みを推進する教育委員会は義務教育学校基本構想、基本計画を策定した。基本構想での作業内容は。基本計画での作業内容は。それぞれどのような構想・計画をし、策定業務はどこが行ったのか。

平成30年12月4日開催の社会文教委員会の資料では、平成36年開校の想定で児童生徒の推移を考え、平成36年の生徒数は713人としているが、早期に30人以下、できれば20人を目指したいとする答申が出されている。

基本構想・基本計画は1クラス何名でクラス編制を計画していたのか。

教育委員会では開校時、通常学級の想定では27学級としているが、30人以下で想定すると小学校1年生は1クラス多いが、7年8年生のクラスは1クラスずつ足りなく28クラスになるのではないのか。

中学校7・8年生は30人以上学級でクラス編制を想定しているがなぜか。

3密を避け、20人を目指したいとの答申を受けてクラス編制を考えると、小学校6年生まで計画では18クラスだが24クラスに。中学校3年生まで9クラスだが15クラスになり、通常学級27クラスの基本構想・計画では、答申を受けクラス編制20人を目指すと、14クラスも学級数が足りなくなるのではありませんか。

岩内町学習環境推進計画検討委員会ではこうした編制の幅を考えて計画立案していたのか。

新たな答申ですから、この答申を基に4小中学校を使い各学校の空き教室を有効に利用して、少人数学級で3密を避け、子ども達を守る検討委員会こそが必要ではないのか。

新たな時代の学習環境に関し、3密の回避やパソコン端末の活用を進める観点から、少人数によるきめ細かな指導体制を計画的に整備する方向性を確認し、文科相が次期政権に引き継ぐ答申です。

義務教育一貫校を推進し実現性に向けて取り組む前に立ち止まって構想・計画の見直し、小中学校の統合ではなく、校区の皆さんと力を合わせて魅力ある学校を育てることが大切ではないのか。

政府の教育再生実行会議ワーキンググループが、少人数学級を推進するよう要請する中間答申と小中学校4校を統合し大規模学校に統廃合する義務教育一貫校推進は、答申とは真逆の教育行政です。

岩内町学習環境推進計画検討委員会と教育委員会は計画の廃止、見直しを検討する必要があると思いますが、所見を伺います。以上、答弁を求めます。

【答 弁】
教 育 長 :

コロナ禍での少人数学級の推進と義務教育一貫校の基本計画は相いれないについて、8項目にわたるご質問であります。

1項めは、義務教育学校基本構想での作業内容は、基本計画での作業内容は、それぞれどのような構想・計画をし、策定業務はどこが行ったかについてであります。

義務教育学校基本構想及び基本計画の策定作業につきましては、岩内町学習環境推進計画検討委員会で、事務局より様々な資料を提供し、検討を行い、教育委員会及び町の担当者と打合せを数回重ね、さらに、委託業者が専門的な角度から検証し、その都度、検討委員会に報告し、策定したものであります。

内容といたしましては、学校を取り巻く現状の把握や課題の整理、学校の適正規模及び適正配置に関する方針、小中一貫教育導入に関する事業手法の検討及び決定、施設整備に関する基本コンセプトなど調査研究を行い、本町の児童生徒に則した、より良い教育環境の実現を図るための内容となっております。

なお、策定業務につきましては、道内で小中学校もしくは、義務教育学校の基本構想及び基本計画、基本設計、実施設計のいずれかの業務に係る実績を持つ業者を選定し、指名競争入札により委託したものであります。

2項めの、平成36年開校の想定で児童生徒の推移を考え、基本構想・基本計画は、1クラス何名でクラス編制を計画していたのかについてと、3項めの、教育委員会では開校時、通常学級の想定では27学級としているが30人以下で想定すると、小学校1年生は1クラス多いが、7年8年生のクラスは1クラスずつ足りなく、28クラスになるのではないのか、中学校7・8年生は30人以上学級でクラス編制を想定しているがなぜかについては、関連がありますので併せてお答えいたします。

小中学校の普通学級の1学級の人数は、国及び北海道の基準に基づくものであり、平成31年度時点での基準は、小学1年生と2年生は35人以下、小学校3年生から中学3年生までは40人以下というものであります。

こうしたことから、このたび策定した義務教育学校基本構想・基本計画における学級数の将来動向につきましては、児童生徒数の将来動向で示した将来推計値をもとに、国及び北海道の基準に基づき推計した内容となっております。

4項めは、通常学級27クラスの基本構想・計画では、答申を受けクラス編制20人を目指すと14クラスも学級数が足りなくなるのではありませんかについてであります。

国及び北海道の基準が改正となる場合は、改正基準に基づいた学級編制を行う必要があると考えていることから、今後も国及び北海道の動向を注視し、適正な学級数及び教室数の把握に努めてまいります。

5項めは、岩内町学習環境推進計画検討委員会ではこうした編制の幅を考えて計画立案していたのかについてであります。

国の教育再生実行会議ワーキンググループから令和時代のスタンダードとして、新しい時代の学びの環境の姿を推進するよう要請する中間答申につきましては、ポストコロナ期を見据え、少人数によるきめ細かな指導体制の計画的な整備や関連する施設等の環境整備について、令和2年9月8日に協議されたものであります。

こうしたことから、令和2年3月の義務教育学校基本構想・基本計画策定までの期間で、国の動向を予測することは極めて困難であり、基本構想・基本計

画につきましては、策定時点での国及び北海道の基準に基づいたものとなっております。

6項めは、答申を基に4小中学校を使い各学校の空き教室を有効に利用して少人数学級で3密を避け子ども達を守る検討委員会こそが必要ではないのかについてであります。

現在、町の学校について検討している岩内町学習環境推進計画検討委員会では、次代を担う児童生徒が生きる力を育むことができる望ましい教育環境の実現を目指しており、施設においても安心安全で充実した学びの環境を提供できるよう再編・整備等の協議検討を進めるために設立したことから、今後、検討委員会におきましても3密を避け、児童生徒を守るための検討を進める必要があると考えております。

こうしたことから、現在のところ、新たな検討委員会の設立は必要ないものと考えております。

7項めは、義務教育一貫校を推進し、実現性に向けて取り組む前に立ち止まって構想・計画の見直し、小中学校の統合ではなく、校区の皆さんと力を合わせて魅力ある学校を育てることが大切ではないのかについてであります。

岩内町学習環境推進計画検討委員会では、小中学校を統合するとの考えはなく、何よりも児童生徒のことを第一に考える中で、将来的な学校教育のあり方などの検討を進めた結果、児童生徒及び町にとって有益かつ適切な教育環境を構築するため、施設一体型義務教育学校の導入を判断したところであります。

また、現在、町内の東校区と西校区に学校運営協議会、すなわち、コミュニティ・スクールを設立し、学校が地域住民の意見を取り入れ、地域と協働を図りながら教育活動を展開する活動の場を創設し、地域住民と学校が力を合わせて魅力ある学校を育てる活動を進めており、学校形態が変わっても、地域の皆様との関係は築かれていくものと考えております。

8項めは、政府の教育再生実行会議ワーキンググループが、少人数学級を推進するよう要請する中間答申と小中学校4校を統合し大規模学校に統廃合する義務教育一貫校推進は答申とは真逆の教育行政です。岩内町学習環境推進計画検討委員会と教育委員会は計画の廃止、見直しを検討する必要があると思いますが、所見はについてであります。

義務教育学校基本構想・基本計画につきましては、児童生徒が一貫した教育方針のもと、将来に向けた生きる力を育成するために有効と考えられる学校形態等について記述された内容となっていることから、教育委員会といたしましては、計画を廃止する考えはございません。

しかしながら、国及び北海道が、この度の中間答申を受け、学級編制に関する基準等の改正を実施した場合は、改正した基準での見直しは新たな学校でも、既存の学校でも必要なものと考えております。

< 再 質 問 >

小中学校の普通学級の1学級の人数は国および道の基準に基づき、小学1年生と2年生は35人以下、小学3年生から中学生までは40人以下とした。

基本構想計画は、国の動向を予測することは極めて困難として従前の基準として計画を作ったと答弁しています。

岩内町義務教育学校基本構想・基本計画では、児童生徒については北海道では標準的な1学級の人数として小学校1年生と2年生は35人、小学生3年生から6年生及び中学生は40人と定め通常学級27学級。特別支援学級13学級と併せて40学級と推計しているが、ワーキンググループが示した答申からすれば通常学級数の設定は成り立たないのではないか。

計画を作成した基になる、公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引、以下手引きで、適正規模に関する方針では、文部科学省では、従来から25学級以上の学校を大規模校、31学級以上の学校を過大規模校とした上で、過大規模校については速やかにその解消を図るよう設置者に対して促してきたと記されている。

30人以下、できれば20人とした場合、過大規模校となり、基本構想・基本計画そのものが適正かどうか問われることになるのではないのか。

政府の教育再生実行会議ワーキンググループが示した新たな時代の学習環境に関し、3密の回避を答申として出され、早期に30人以下、できれば20人を目指したいとの環境整備を急務とする方向性では、基本構想・基本計画そのものを立ち止まって見直し、義務教育一貫校推進を止めるべきではないのか。以上、答弁を求めます。

【答 弁】
教 育 長：

コロナ禍での少人数学級の推進と義務教育一貫校の基本計画は相いれないに関する3項目の再質問について、1項めのワーキンググループが示した答申からすれば通常学級数の設定は成り立たないのではないかと、2項めの30人以下、できれば20人とした場合、過大規模校となり、基本構想・基本計画そのものが適正かどうか問われることになるのではないかと、3項めの基本構想・基本計画そのものを立ち止まって見直し、義務教育一貫校推進を止めるべきでないのかについては、関連がございますので、併せてお答えいたします。

国の教育再生実行会議は、初等中等教育ワーキンググループからのポストコロナ期を見据え、少人数によるきめ細かな指導体制の計画的な整備や関連する施設の環境整備等について中間答申を受けたものであり、現時点で、国としての方向性が示されたものではないものと考えております。

こ　こうしたことから、今後も、国及び北海道の動向を注視し、的確に対応できるよう努めてまいります。

< 再々質問 >

公立小学校、中学校の適正規模、適正配置等に関する手引きには、学校統合の適否を検討する上では、学校教育の直接の受益者である児童生徒の保護者や将来の受益者である就学前の子供の保護者の声を重視しつつ、地域住民や地域の学校支援組織と教育上の課題や、まちづくりも含めた将来ビジョンを共有し、十分な理解や協力を得ながら進めていくことが大切としています。

義務教育一貫校を推進し実現性に向けて取り組む前に、こうした話し合いこそが必要だと指摘しておきます。

※指摘につき教育長は答弁しておりません。